子どもシェルターおきなわ開設２周年記念シンポジウム

10代後半の子どもを支える
「社会の受け皿」と
「自立支援」を考える

参加費無料
事前申込不要

平成30年4月21日(土)

日時 午後１時30分～（午後１時 開場）

会場 那覇市職員厚生会厚生会館（みずプラッサ）
３階・多目的ホール(那覇市おもろまち１－１－２)

内　容

第１部　子どもシェルターおきなわ活動報告

①子どもシェルター活動報告
②子ども担当弁護士からの報告
③元利用者インタビュー

第２部　パネルディスカッション

テーマ「１０代後半の子どもを支える
社会の受け皿と自立支援を考える」

コーディネーター
横江　崇（NPO法人子どもシェルター おきなわ理事長・弁護士）

パネリスト
児童相談所 / 児童養護施設
自立援助ホーム/民間子ども支援施設から(予定)

地　図

主　催 NPO法人子どもシェルターおきなわ

後　援 沖縄県 / 那覇市 / 沖縄弁護士会 / 沖縄県社会福祉協議会 / 那覇市社会福祉協議会 / 沖縄タイムス / 琉球新報
沖縄県児童養護協議会 / 一般社団法人沖縄県里親会 / 特定非営利活動法人おきなわＣＡＰセンター / 子どもシェルター全国ネットワーク会議

お問い合わせ先
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎２丁目１０番３号 泉崎つねビル３０３号 美ら島法律事務所内
TEL：098-836-6363　FAX：098-836-6364　E-mail：kodomo@shelter.okinawa

the best interests of the child.

子どもが、子どもとして生きることのできる場所

「子どもシェルターおきなわ」活動紹介

この社会には、子どもを守り育て支える大人がいないために、自分の力だけではどうしようもない問題を抱え、居場所を失ってしまう14、5歳から19歳までの子どもたちがいます。

虐待や不適切な養育を受けていて家庭を逃げ出した子ども。貧困が原因で家庭の状態が悪く、家庭で安心して暮らせない子ども。家庭が安心できないために、家出や無断外泊を繰り返し、家庭に帰れない子ども。非行を犯して家庭裁判所で審判を受ける際、家庭環境が悪かったり、家庭が引取りを拒んだため、少年院に行くことになってしまった子ども。少年院を出た後に行く場所がない子ども。

特に沖縄は、貧困率が極めて高く、子どもの貧困の状況は深刻です。また、親族その他頼れる人がいなくて孤立している家庭が少なくありません。そして、居場所がなくて夜の街中を彷徨う子どもや、夜の世界に取り込まれて大人の欲望の犠牲者となってしまう子どもがたくさんいます。

そして、居場所のない10代後半の子どもたちは、制度の狭間に落ち込んでおり、既存の制度や施設では十分なケアができないのです。

そこで、平成28年4月、弁護士が中心となり、居場所を失った子どもが安心して暮らせる場所を作りました。それが「子どもシェルター」です。子どもシェルターの対象者は、居場所のないおおよそ14歳から19歳くらいまでの女子です。

子どもシェルターでは、子どもに寄り添い、子ども一人ひとりをかけがえのない大切な存在として自立を支援しています。子ども一人ひとりに担当の弁護士がつき、子どもの話を聞き、子どもの抱える困難な問題や課題を子どもと一緒に整理し、解決策を模索し、家族や学校等関係機関との調整を図ります。また、スタッフが子どもの話を聞き、相談に乗ります。医療的、心理的な支援が必要な場合は、児童相談所や医療機関、カウンセラー等と連携しながら必要な支援を行っています。これまで、延べ29名の子どもたちを受け入れ、支援してきました。

全ての子どもが愛情に包まれながら夢と希望をもって健やかに成長することができる社会を目指して、今後も活動を続けて参りたいと思います。

是非とも、多くの皆様のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

「子どもシェルターおきなわ」はこんな子どもの居場所です

おおむね15歳から20歳までの女の子を対象としています。

その他、さまざまな原因で居場所が無くなってしまった。

子ども達がくつろいだり、食事をする部屋

安心して自分の時間を過ごせる寝室